栃木県中学校体育大会監督・引率細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、教員・部活動指導員が引率できず、学校設置者の承認のもと校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に保護者の引率、外部指導者の引率及び監督を認めるものではない。
※外部指導者については、「実施要項 10 外部指導者（コーチ)」参照のこと。

１　保護者の引率を認める種目は、次の 14 の個人種目とする。
①　陸上競技　②体操競技　③新体操　④水泳競技　⑤卓球　⑥柔道　⑦剣道　⑧バドミントン
⑨　相撲　⑩ソフトテニス　⑪弓道　⑫テニス　⑬スキー　⑭スケート
※陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。
２　引率者としての保護者は、監督の資格を認めない。(監督については、当該の校長と当該競技専門部が協議し、監督を引き受けた校長・本人へ文書で依頼する。)
※手続きは、監督・引率【様式１・２・３・4】をもって行う。
３　引率者としての保護者、引率者及び監督としての外部指導者は、学校に届出のあった者をいう。
４　大会に出場するための責任は学校にあり、したがってその手続き（大会参加に必要な書類の記入及び提出）及び、引率者・生徒への指導は校長が行う。
５　保護者及び外部指導者が引率する場合、大会申込書の「引率者氏名・電話番号」欄に記入する。
６　引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。
７　引率上の留意点・大会会場においての留意点
（１）引率上の留意点等
①　引率時は、原則として公の交通機関を利用する。
②　引率上の責任は保護者及び外部指導者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは引率者が行い、費用についても自己負担とする。
③　引率に係る保護者及び外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
④　大会の服装、持ち物等については、各専門部・各学校のきまりに従う。
⑤　引率者は、大会の結果と帰校報告を当日中に行う。
⑥　宿泊する場合は、原則として学校または大会本部より指示された宿舎とする。
（２）大会会場においての留意点等
①　大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
②　各競技会場の使用上のきまりに従う。ゴミ等は持ち帰る。
③　打合せ会等に出席し、大会運営に協力する。
④　競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡しその監督が行う。
８　外部指導者
（１）外部指導者とは、当該校長が、人格、指導面において優れていると認めた 20 歳以上の成人であり、学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導に当たっており、公式試合の遂行ができる者のことをいう。また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約が文書でなされていること。
（２）申請にあたっては、大会ごとの申込用紙の外部指導者欄に記入すること。
（３）外部指導者の身分保障については、当該校が責任を負うものとする。
（４）規則違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
（５）中学校の教職員は、外部指導者として登録できない。
（６）この規定以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。

※　栃木県中学校体育連盟ホームページ参照

附則　令和４年１０月３１日　一部改正
令和４年１２月　９日　一部改正
令和５年　２月　７日　一部改正